

市街地再開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図りもつて公共の福祉に寄与するため、市町村等が行う都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定に基づく市街地再開発事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類、対象経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の種類、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第3 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に報告してその承認を受けること。

(交付の申請等)

第4 規則第3条の規定による申請書は、市街地再開発事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は次のとおりとする。

- (1) 交付申請額算出内訳書
- (2) 補助事業に係る歳入歳出予算事項別明細書の抄本
- (3) 事業実施箇所の位置図

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書)

第5 第3の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 市街地再開発事業内容変更承認申請書
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 市街地再開発事業中止（廃止）承認申請書
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 市街地再開発事業完了期限延長承認申請書

(交付申請の取下げ)

第6 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、市街地再開発事業補助金交付申請取下書を当該補助金の交付決定の通知を発した日から10日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書等)

第7 規則第12条第1項前段に規定する実績報告は、市街地再開発事業実績報告書、同項後段に規定する実績報告は、市街地再開発事業年度終了実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定による関係書類は、次のとおりとする。ただし、市街地再開発事業年度終了実績報告書には第1号及び第4号の書類を添付することを要しない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 県費補助金受入調書
- (3) 事業実施状況
- (4) 歳入歳出決算事項別明細書の抄本又は見込書

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は

補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第8 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金の交付を請求しようとするときは、市街地再開発事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

2 補助事業者が、補助金の概算払を受けようとするときは、市街地再開発事業補助金概算払請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第9 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(別表)(第2関係)

市街地再開発事業補助金一覧表

| 補助金の種類 | 対象経費 | 補助率 |
|---------------|---|--------|
| 市街地再開発事業等補助金 | 市町村及び市町村が補助して行う市街地再開発事業等のうち、国庫補助対象とされたものに要する経費 | 9分の1以内 |
| 優良建築物等整備事業補助金 | 市町村及び市町村が補助して行う優良建築物等整備事業のうち、国庫補助対象とされたものに要する経費 | 9分の1以内 |

(備考)

次のいずれにも該当するものを交付の対象とする。

1 中心市街地の活性化に関する法律(平成18年法律第54号)第9条第1項に規定する基本計画の策定区域又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第8項に規定する近隣商業地域若しくは第9項に規定する商業地域において行われる地域特性を活かした個性あるまちづくりを推進する事業であると認められるもので、次のいずれか2以上(1)から(4)までの間で1以上に該当すること。

(1) 商業の振興等が図られる施設であること。

(2) 公益的施設(4)に定める施設を除く。)との併設であること。

(3) 観光の振興等に寄与する施設であること。

(4) 社会福祉施設との併設であること。

(5) 景観に配慮した協定等を締結する施設であること。

(6) 市町村等への帰属又は市町村等との管理協定の締結により公開空地を有効活用するものであること。

(7) 地球温暖化対策又は低炭素都市づくりの促進に寄与するものであること。

2 1に掲げる事業に係る地権者等により協議会等を組織するとともに、当該事業について当該協議会等と県及び市町村の職員とが協議を行うこと。

附則(平成25年3月28日24都第506号)

(適用)

1 この要綱は、平成25年度の補助金から適用します。

(経過措置)

2 平成25年3月31日以前に市街地再開発事業補助金交付要綱(昭和47年告示第13号)の規定による補助金の交付を受けた事業で、平成25年度以降も継続して行われるものに係る補助金については、なお従前の例によります。